

三木市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（グループ用）

三木市長様

登録者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

裏面の三木市公共施設案内・予約システム利用者登録約款を確認のうえ、下記のとおり三木市公共施設案内・予約システムの利用者登録を申請します。

申請日	平成	年	月	日					
申請区分	1.新規	2.変更	3.廃止	4.再発行	← 該当番号どれか1つに 印を入れてください。				
フリガナ グループ名					利用目的	暗証番号			

野球、サッカー等利用目的をご記入ください。↑

ご希望の4桁の数字をご指定下さい(施設申込み時ご使用します)。↑

代 表 者	フリガナ 氏名					印
	住所	(〒 -)				
		(方書)				
	電話番号	()	-			
	FAX番号	()	-			
	昼間連絡先	()	-			
	登録者番号					

← 個人ですでに利用者登録をされている方はその利用者登録番号を記入して下さい。

該当番号どれか1つに 印を入れてください。↓

協会登録区分	1. 三木市の協会に登録				2. 三木市以外の協会に登録				3. 登録していない			
構成人数	人	内 訳	市内在住・在学・在勤	人	市外	人						

申請区分欄で2(変更)に 印を入れた方のみ該当番号に 印を入れてください。↓

変更項目	1. グループ名/代表者名				2. 住所				3. 電話番号				4. 暗証番号			
------	---------------	--	--	--	-------	--	--	--	---------	--	--	--	---------	--	--	--

ご注意

1. 上記の太枠内を黒ボールペンで強く正確にご記入、捺印してください。
2. 「みっきいネット利用者登録申請要領」をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。
3. 2枚目はお客様用の控ですので、大切に保管してください。

1. 市内	2. 東播磨	3. 市外
減免理由		

受付	. .	入力	. .
----	-----	----	-----

利 用 目 的		施 設 名				

(1枚目 市役所提出用)

三木市公共施設案内・予約システム利用者登録約款

(利用登録者)

第1条 三木市へ所定の登録申請書において、本約款を承認のうえ申し込まれた方で、三木市が三木市公共施設案内・予約システム(以下「みっきいネット」という。)を利用することが適当であると認められた方を利用登録者(以下「登録者」という。)とします。(利用者登録カードの発行と取扱い)

第2条 三木市は、登録者に登録者番号、登録者名を記載した利用者登録カード(以下「登録カード」という。)を発行します。

2 登録カードは、カードに記載された登録者以外は使用できません。

3 登録者は、登録カードを大切に使用し、厳重に管理する必要があります。

4 登録者は、他人に登録カードを譲渡し、又は貸与することはできません。

5 登録カードの使用及び管理に際して登録者が前3項に違反した場合において、その違反に起因して登録カードが不正に利用されたときは、登録者はその結果についての責任を負うものとします。(登録者番号)

第3条 三木市は、登録者にそれぞれ異なる8桁の登録者番号を割り当てます。

2 三木市は、登録カードに記載された登録者番号を所定の方法により登録します。

(暗証番号)

第4条 三木市は、登録者から申し出のあった暗証番号を所定の方法により登録します。

2 登録者は、暗証番号を他人に知られることのないよう厳重に管理するものとします。

(施設の利用申請・料金精算サービス等)

第5条 登録者は、みっきいネットにより利用申請を受け付ける施設、又は受講申請を受け付ける講座・研修に関して、みっきいネットの端末機より登録者番号、暗証番号等を入力することにより、次に掲げるサービスを受けることができます。

- (1) 抽選の申込み
- (2) 抽選申込みの確認又は取消し
- (3) 抽選結果の確認
- (4) 利用又は受講申込み
- (5) 利用又は受講申込みの確認
- (6) 利用又は受講申込みの取消し
- (7) 口座振替による料金の支払い
- (8) 口座振込による料金の還付

2 前項の各号の手続は、所定の期日に行う必要があります。

3 第1項第1号及び第4号の手続は、登録カード1枚当たりの所定の回数制限に従うものとします。

4 施設の利用に際して、利用申請者本人が登録カードを携帯し、係員に提示する必要があります。

(施設規則の遵守)

第6条 利用申請した施設の使用に当たっては、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

(使用料等の請求者)

第7条 みっきいネットの端末機で納入通知した施設の使用料等の請求者は、三木市、三木市教育委員会又は施設を管理運営する団体です。将来みっきいネットで利用申請を受け付ける団体が増えた場合は、その後登録者がみっきいネットで当該団体の施設を利用申請したことにより、当該団体を請求者として承認したものとみなします。(料金の支払)

第8条 みっきいネットの端末機で納入通知した施設の使用料等は、特別の理由がない限り、通知した内容に従って支払うものとします。なお、口座振替による場合は、登録者が指定した預金口座から支払うものとします。

(領収書等)

第9条 施設の使用料等の口座振替済通知は、預金通帳への記帳をもってこれに代えるものとします。

2 三木市、三木市教育委員会又は第7条の団体から請求された使用料等の領収書は、当該団体の施設等で発行するものとします。

(料金の還付)

第10条 みっきいネットが提供する口座振替により支払った施設の使用料等を還付する必要がある場合は、所定の金額を登録者が指定した預金口座に振り込むものとします。

(登録カードの紛失等)

第11条 登録カードの紛失や盗難にあったときは、登録者は直ちにその旨を三木市に通知してください。

2 前項の通知までに他人に登録カードを使用された場合は、その施設の使用料等は登録者の負担となります。

(登録カードの再発行)

第12条 登録カードは原則として再発行しません。ただし、紛失、盗難、き損、滅失等の場合には、所定の届を三木市へ提出していただき、三木市が適当と認められた場合に限り、再発行をします。この場合、登録者は必ず暗証番号の変更を行い、所定の実費を支払うものとします。

(届出事項の変更)

第13条 登録者が三木市に届け出た氏名、住所、電話番号、身体障害者手帳の有無、預金口座等に変更が生じた場合、勤務地変更により施設の使用料の額が変わる場合は、遅滞なく所定の申請書により三木市に届け出るものとします。

(利用の一時停止)

第14条 施設の使用料等の支払いが滞っている場合、登録者が本約款に違反した場合、その他三木市が必要と認める場合は、第5条のサービスの利用を一時停止することができるものとします。

(登録資格の喪失)

第15条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合は、登録者は登録カードを直ちに返還するとともに、債務全額を返済するものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 本約款のいずれかに違反した場合
- (3) 施設の使用料等の債務の履行を怠った場合
- (4) 登録者が所定の登録廃止の手続又は登録カード廃止の手続を行い、三木市が認めた場合
- (5) 死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (6) 住所の変更の届を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、三木市が登録者として不適格と認める場合

(登録情報の字体)

第16条 申込みされた登録申請書に記入されている字体が、みっきいネットで取り扱うことが困難である場合には、類似する標準文字で登録するものとします。この場合において、みっきいネットの端末機で表示される字体及び郵送物等の字体は標準文字となります。(約款の変更及び承認)

第17条 本約款の変更については三木市から変更内容を通知し、又は新約款を送付した後にみっきいネットで施設の利用申請等をしたときは、変更事項又は新約款を承認したものとみなします。

(その他)

第18条 この約款に定めのない事項、その他必要な事項については三木市が別に定めます。